

青字の説明を参考に、①②の赤文字の部分を記入し、③見取図を記入後、申請してください

様式第1号

住居番号付番（変更・廃止）申請書

令和6年1月15日

（あて先）佐倉市長

①

申請者 住所 佐倉市自治が丘一丁目30番12号  
 氏名 佐倉 表太郎  
 連絡先(自・勤) 043(484)8888

① 申請者欄

申請者の住所・氏名・連絡先をご記入ください

申請者とは…

a. 対象となる住居の建築業者等

b. 申請の対象となる世帯主（申請後に新住所が決定するので、不明の場合は空欄でも構いません）

②

次の理由により住居番号を付番（変更・廃止）する必要が生じたので住居表示に関する条例第3条第1項及び第9項の規定により申請します。

（理由）		住居の新築、改築、出入り口の変更、その他	
フリガナ		さくら ひょうたろう	
氏名または名称		佐倉 表太郎	
建	所在	佐倉市 自治が丘一丁目380番地50	
	構造	木造 鉄筋（骨） その他 2 階建	
	用途	住居	
物	完成	令和 6 年 7 月 15 日	
	枝番号の使用	希望します ・ 希望しません	

② 申請内容

・理由欄

該当する項目に○をつけてください

・氏名または名称

通常、住民票上の世帯主となります。（集合住宅の場合は別扱い）

・所在

対象住居の地番（登記簿上の地番になります）

構造

木造・鉄筋（骨）の別と回数を記入してください

用途

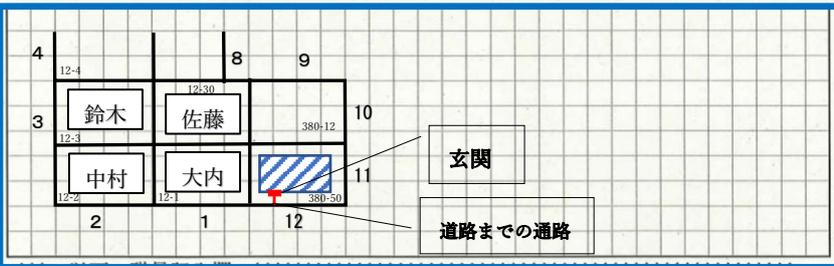
住居・店舗・倉庫など用途を記入してください

枝番号の使用

希望する／しないに○をつけてください（希望するが○となることが多い）

③

附近の見取図（建物の主要出入口を明示して下さい。【公図・配置図を添付した場合は記入不要】）



以下 職員記入欄

住居番号 佐倉市 自治が丘一丁目30番12号

↑新たに付番される住所（申請を受けて職員が決定・記入する）

→台帳写し配布（有・無）

NO.	リソナー（既・新）	重複（付番・地番・世帯）
（その他特記事項）		

決	裁	供	覧
課長	班長	班員	

自治人権
受付

③ 見取図

・対象住居（斜線で明示）

・対象区画の地番

・道路沿いの番号（フロンテージ）

・玄関の位置を道路までの経路

※位置の特定が難しい場合は、近隣のお宅の名字や公園名等を記載

（例）は地番 380-50 に所在する住居に 12 番の住居番号を付番するケース

～ 住居番号付番申請を行う方へ ～

佐倉市内の下記の地域では、住所を分かりやすくするために、土地の地番とは別の「住居番号」を付番し、住所として使用していただいております。

これは住居表示制度と言われているもので、住居表示に関する法律（昭和37年5月10日施行）に基づいております。

なお、住居番号付番申請の手続については、実際に住所を使用する前に住居番号を決める必要があるため、転入または転居等の住民票の手続きを行う前に行う必要があります。

佐倉市内の住居表示実施区域

【佐倉地区】千成

【臼井地区】八幡台、新臼井田、南臼井台、稻荷台4丁目

【志津地区】宮ノ台、ユーカリが丘、西志津、中志津（一部未実施区域あり）

【根郷地区】大崎台二丁目2番、三丁目6番、三丁目10番、

表町三丁目21・22・23・25・26番、四丁目6・13・14・15番

また、住居番号付番申請を行った方には、下記の二つの住所を表すプレートをお配りしておりますので、門柱や玄関等に取り付けていただけますようお願い申し上げます。

1. 町名表示板（例）



（縦6cm×横6cm）

2. 住居番号表示板（例）



（縦6cm×横12cm）